

行政法を探究する —研究者という道—

UNIVERSITY

- 私たちの暮らしと密接にかかわる「行政法」をもっと深く勉強してみたい
- 行政法の知識を国や自治体の行政実務にダイレクトに活かしてみたい
- 諸外国の行政法を研究して、日本の行政法の課題を発見し、解決してみたい
- 行政法研究者として大学で仕事をしてみたい

北海道大学大学院法学研究科には、これらの思いを実現する場所があります

☑臨時開講科目「行政法特殊演習」開講！

北海道大学大学院法学研究科に進学し、行政法研究者を目指す学生を主な対象として、著名な行政法論文、基礎的な外国語論文を読みながら、行政法研究の面白さ、研究者の世界を知り・体験するプログラム！現在の行政法学並びに行政実務の最新トピックを学びながら、これらの課題に行政法研究者がどのような問題意識で、またどのようなアプローチで取り組んでいるかを概観します。また行政法研究に欠かせない和洋の雑誌の調査方法や判例研究のイロハについても学びます。大学院で開講されている公法研究会の聴講、行政法講座で開催される行政法研究会への参加も可能です。

授業は、担当教員の個人研究室で行います。

●履修申し込みは右記アドレスまで：myoneda@juris.hokudai.ac.jp（米田）

○こんな質問に答えます

Q & A 自分に研究者になる能力があるかどうか分からぬのですが・・・

□ご自身が「勉強したい、研究したい」という強い熱意・こだわりがある限り、まずは修士課程（2年）で力を試してみるとよいと思います。能力があるかどうかは、チャレンジしてから判断することでも遅くありません（チャレンジすることは研究者にとって不可欠な能力の1つです）。まずは、ご自身の「やりたい」という気持ちを大事にしていただければと思います。

Q & A 大学院に進学しても就職先はあるのでしょうか？

□これまで行政法専攻で北海道大学の大学院に進学した法学部生は、全国の国公立・私立大学で研究者として活躍しています。
例）北海道大学、小樽商科大学、北海学園大学、札幌学院大学、千葉大学、熊本大学、金沢大学、福岡大学、神戸学院大学、名城大学、東海大学ほか多数。

Q & A 大学院で勉学を続けるための学費が心配です。

□大学院生を学費の面からサポートする制度（助成金制度）が、従来に比べて格段に充実しています。
□詳しくは下記リンクをご覧下さい。

https://www.grad.hokudai.ac.jp/supports/financial_supports

こんな人には特にお薦め

- ・行政法という法分野が面白いと感じている人。
- ・分野を問わず本を読んだり文章を書くことが好きな人。外国語が好きな人。
- ・一つの問題にとことんこだわって考えることが好きな人。
- ・法実務にも興味はあるが、学問としての法学により興味がある人。
- ・公務員として働くだけでは物足りないと考えている人。
- ・海外の大学で研究してみたいと考えている人。

-行政法研究者を推すポイント-

- ・全国の大学に行政法研究者の需要があります。
- ・国や地域の行政実務にたずさわり、知見をダイレクトに活かすことができます。特に女性研究者の活躍が求められています。

参考) 行政法研究者が担う行政委員の一例:情報公開審査会委員、行政不服審査会委員、入札監視等委員会委員、事業認定審議会委員、土地収用委員会委員、景観審議会委員、公文書管理審議会委員、環境影響評価審議会委員、地方社会保険医療協議会委員、労働委員会委員ほか多数。

- ・一人の研究者として独立して仕事することができます。(働く時間帯も自由に選択できます(裁量労働制))

—行政法講座のメンバー—

○岸本太樹先生



- ① 行政契約の法理論、社会管理における公と私の協働
- ② 岸本太樹『行政契約の機能と限界』(有斐閣 2018年)
- ③ 直ちに正解を導くことができない未知の問題について、諸外国の動向にも目を向けながら問題解決の糸口を探求し、研究の成果を論文として公表する「研究者の世界」を垣間見てみませんか。

○佐藤修二先生



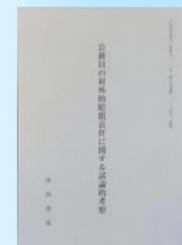
- ① 租税訴訟、国際租税法、企業取引と課税
- ② 佐藤修二『租税と法の接点』(大蔵財務協会 2020年)
- ③ 弁護士や任期付公務員を経て研究者になった立場から、研究者の魅力をお伝えしたいと思います。

○米田雅宏先生



- ① 警察法、インフラ行政法、国家賠償法
- ② 米田雅宏『「警察権の限界」論の再定位』(有斐閣 2019年)
- ③ 学部の授業時間では十分に伝えきれない「学問」の魅力について、各教員が語ります。期待してください。

○津田智成先生



- ① 国家賠償、損失補償、公務員の対外的賠償責任
- ② 津田智成「フランス国家賠償責任法の規範構造(一)~(五・完):『役務のフォート』理論を中心に」北大法学論集64巻6号、65巻2号から5号(2014-2015年)
- ③ 本演習では、皆さんの疑問に丁寧にお答えします。まだ進路を迷っている学生のうち少しでも研究者という進路に関心がある方は、半年だけでも履修をしてみていただければと思います。

- ① 主な研究テーマ
- ② 主な研究業績
- ③ メッセージ

教員の基礎データの詳細については、下記HPまたはQRコード(北海道大学法学部HP、「教員一覧」)を参照。

<https://www.juris.hokudai.ac.jp/general/staff/ugrs.html>



北海道大学
HOKKAIDO UNIVERSITY